

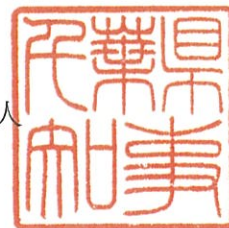
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 青森県八戸市城下一丁目1番9号

氏名 八戸通運 株式会社
代表取締役 角田 徹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和4年9月12日

許可の有効年月日 令和9年8月28日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 特定有害産業廃棄物 ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物及びダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、イ 特定有害産業廃棄物 汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物及びダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成24年8月29日	新規許可
令和4年9月12日	更新許可
令和5年4月21日	変更届（役員変更）
令和5年7月28日	変更届（役員変更, 株主変更）
令和5年9月20日	変更届（株主変更）
令和5年12月19日	変更届（役員変更）
令和6年7月2日	変更届（代表者変更, 役員変更）

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

（以下余白）

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。